

花巻市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により実施した
財政援助団体監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表
する。

令和 8 年 7 月 30 日

花巻市監査委員	萬	久	也
花巻市監査委員	横	田	忍

別紙

令和 8 年度財政援助団体監査の結果

1 監査の範囲

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、本市が財政的援助を与えている団体の出納その他の事務執行で財政援助に係るものを監査対象とした。

2 監査の目的

本監査は、市が財政的援助を与えている団体の経営状況の把握、事務執行全般を確認することにより、補助金が有効に活用されているかを検証することを目的として実施した。

3 監査の対象団体及び所管課

- (1)〔対 象 団 体〕社会福祉法人花巻市社会福祉協議会
〔補助金の名称〕花巻市社会福祉協議会補助金
〔所 管 課〕福祉部地域福祉課

4 監査の着眼点

(1) 所管課関係

- ①財政援助目的及び金額の妥当性について
- ②補助金の支出手続きについて
- ③財政援助団体に対する適切な指導監督の実施について

(2) 財政援助団体関係

- ①補助金交付申請関係書類の整備について
- ②対象事業の実施状況について
- ③関係帳票並びに領収書等証拠書類の整備保存について
- ④会計経理及び財産管理について
- ⑤精算報告について

5 監査の期間

令和 8 年 5 月 8 日から令和 8 年 7 月 1 日まで

6 監査の方法

対象団体の業務に係る、出納その他の事務が、所管課においては法令、条例、規則、要綱、規定などに従い適正かつ効率的に執行されているか、財政援助団体については、団体の定款、規程などに従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日改正）により実施し、所

管課より関係書類の提出を求め、事務局職員が証拠書類との照合や会計帳簿の調査などを行った。その予備監査を踏まえ、監査当日、所管課立ち合いのもと事情聴取などにより実施した。

7 監査の結果

上記団体にかかる事務事業は、財政援助目的の趣旨に沿い、関係諸法令及び予算の定めるところにより実施され、おおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。